

第四管区海上保安本部公示第 15 号

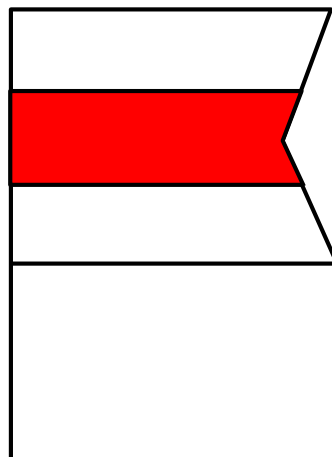
水路業務法第 8 条に基づき次のとおり公示する。

令和 3 年 8 月 19 日

第四管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施する者の名称及び住所  
三重県伊勢建設事務所長 梅川 幸彦  
三重県伊勢市勢田町 6 2 8 番地 2
- 2 水路測量を実施する区域及び期間  
別図に示すとおり  
令和 3 年 9 月 1 日～令和 3 年 12 月 17 日(うち 10 日間の予定)
- 3 水路測量の実施方法  
GNSS による測位、音響測深機による測深

- 4 航行船舶に対する措置  
測量船は、水路業務法第 17 条に基づき、  
水路業務法施行規則(昭和 25 年運輸省  
令第 55 号)第 6 条に定める標識を揚げ  
る。



白  
紅  
白



調査区域

海洋状況表示システム (<https://www.msil.go.jp/>) を元に作図